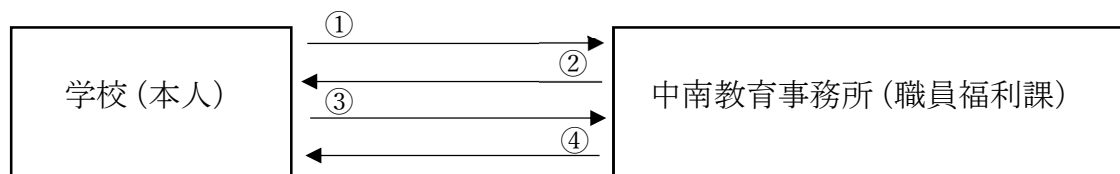


過年度返納について

- 1 過年度返納とは
会計年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日の給与・旅費を出納閉鎖期間（年度経過後の 5 月 31 日）までに精算できず、出納閉鎖後に返納すること。
- 2 過年度返納の事例 ～過去 3 年間（平成 29 年度～平成 31（令和元）年度）～
別紙 1 参照

- 3 過年度返納が判明したら



- ① 先に電話等で過年度返納が発覚したことを給与担当者に報告後、書類が整い次第、経緯等を記した文書（別紙 2 参照）及び内容がわかる書類を提出する。
※ 扶養親族届、その他の手当（寒冷地手当等）も変わる場合はその手当に係る書類
- ② 書類等審査後、現年分を翌月給与等で返納命令をかける。過年度分は納入通知書を後日発送
- ③ 納入期限までに金融機関にて払い込む。領収印が押された写しを提出。
- ④ 払い込み確認後、該当年の源泉徴収票の再発行・還付金の支払い。

- 4 過年度返納を未然に防止するために
別紙 3 参照

年度	No.	種別	事由	返納額	防止策
29	①	住居手当	配偶者が所有する住居に入居していたため。	343,000	契約・更新の際は期間・金額などの契約内容の他に、貸主との関係も忘れずに確認する。
	②	扶養手当 期末手当	父母の所得超過（公的年金、農業所得）のため。	121,225	農業や事業所得は確定申告により1年間の収入・所得が判明するため、申告を終えた際は速やかに事務等に知らせ、扶養手当に影響がないか確認する。
30	③	扶養手当 期末手当 寒冷地手当	配偶者の年金受給開始のため。	121,250	6月現況確認時以外でも手当受給職員へ世帯状況等に変化がないか確認する。
元	④	扶養手当	子の所得超過による公立学校共済組合認定取消のため。	30,000	アルバイト等の収入が不安定な扶養親族がいる場合は、毎月必ず給与明細をもらい扶養親族たる要件から外れるかどうか確認する。
	⑤	扶養手当	配偶者の年金受給開始のため。	19,500	③の事例同様
	⑥	扶養手当 期末手当 寒冷地手当	子が就職しており、基準額を超える収入があったため。	110,275	手当受給職員が扶養親族の状況をきちんと把握し、変化があった際は必ず事務職員に伝えること。
	⑦	扶養手当 期末手当	配偶者の所得超過のため。	81,249	例月給与の3ヶ月平均をとることはもちろん、年末調整や確定申告による1年間の収入を2月給与チェック時に必ず行うこと。
	⑧	扶養手当	子の所得超過のため。	90,000	⑥の事例同様
	⑨	寒冷地手当	区分誤り（10月上旬に扶養親族のある世帯主で報告があった職員が、10月下旬に8月分からに遡って扶養手当を喪失した際、再度寒冷地手当世帯等区分届出書の提出がなかった。）	38,000	当初の世帯区分等から変更があった際は、忘れずに寒冷地手当世帯等区分届出書を提出する。
	⑩	扶養手当 期末手当 寒冷地手当	義母（重度心身障害者ではない）を誤認定していた。	132,249	扶養親族届を提出する際は扶養親族として認定できる範囲であるか確認する。
	⑪	扶養手当 寒冷地手当	配偶者の所得超過のため。	61,800	⑦の事例同様
	⑫	扶養手当	配偶者の所得超過のため。	26,000	⑦の事例同様

〇〇〇〇第〇〇号
令和〇年〇月〇日

中南教育事務所長 殿

〇〇〇立〇〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

職印

〇〇手当に係る過年度返納について

このことについて以下のとおり報告します。

(以下の内容を盛り込んでください。)

- ・過年度返納が判明した経緯(なぜ、いつからか、どのように把握したか 等)
- ・手当の受給者に注意喚起していたか(していた場合どういった対策・確認をしていたか)
- ・今後の防止策

内容

過年度返納対象者

職・氏名

過年度返納対象手当及び金額

〇〇手当(令和〇年〇月分～令和〇年〇月分): 〇〇〇〇円

過年度返納の防止にむけて

【過年度返納について】

給与・諸手当において、適正な事務処理がなされなかった場合に返納や追給の事態が生じてしまうことは御承知のことと思います。現年度での事由発生の場合、次月以降の給与で減額や増額の調整等の措置を行っていますが、金額が多額であるほど職員に負担がかかることは言うまでもありません。ましてや、旧年度にわたってとなるとさらに金額がかさみ、多額の金額を期限内に一括で払い込まなければならず、日常生活への影響も多大なものです。また、職場環境においても、少なからず悪影響を及ぼす要因ともなり得ます。このような事態は、極力避けなければなりません。

【過年度返納の要因】

過年度返納が引き起こる要因としては、実態の未確認、届出の遅滞、電算入力 of 誤入力あるいは入力漏れなど様々なケースがあります。

【過年度返納の防止策】

手当を受給している職員に支給要件を把握させ、また、変更が生じた場合は速やかに届出させる、また、事務職員が職員の情報の把握に努めることで防止できると思います。

【資料について】

諸手当の中でも届出が必須である扶養手当、住居手当、通勤手当について、設問形式により職員自らが自分自身にあてはめて現況を把握し、さらには事後確認できることを主眼にして資料を作成しました。また、職員へ周知するためのお知らせを作成しました。

【職員へ周知】

何より職員自らが受給している手当を適正に把握し、その後の実態の変化に伴い、どういう手続をしなければならないかを常に意識させる必要があります。

「職員の皆様へお知らせ」を全職員に配布し、どんなときに、届出が必要になるかを知らせ、疑問点などがあれば、事務職員に相談するように周知してください。

【事務職員の皆様へ】

是非、この資料を活用してください。

確実に、年度始め、年度末、現況届の手当等の確認作業をしてください。職員に対して手当を受給するための要件が変わっていないかを、職員朝会などで月1回は確認してください。

目 次

扶養手当

- 1 扶養親族の要件とは？（手当受給可否の判断基準） …… 3～6
【所得関係Q&A】
- 2 どんな時に届出するの？ …… 7
- 3 事実発生日はいつ？ …… 8
- 4 支給の始期、終期及び支給額の改定期は？ …… 9

住居手当

- 1 住居届の提出が必要な場合は？ …… 1 1
- 2 事実発生日はいつ？
- 3 届出はいつまでにしなければならないのか？
- 4 事後確認 …… 1 2
 - (1) 認定事務の確認
 - (2) 事後確認チェックシート …… 1 3

通勤手当

- 1 通勤届の提出が必要な場合は？ …… 1 4
- 2 事実発生日はいつ？
- 3 届出はいつまでにしなければならないのか？
- 4 事後確認 …… 1 5
 - (1) 認定事務の確認
 - (2) 事後確認チェックシート …… 1 6

職員の皆様へお知らせ（扶養手当、住居手当、通勤手当） …… 1 7～1 8
～届出を忘れないでください。～

扶養手当

1 扶養親族の要件とは？（手当受給可否の判断基準）

扶養親族として認定されるためには、他に生計の途がなく主としてあなたの扶養を受けており、かつ、下記「扶養親族の要件」に該当する必要があります。

これに該当することとなった場合又は扶養親族として認定されている者がこれに該当しなくなった場合のいずれにおいても、事実発生日（項目3参照）から15日以内に届出をします。

【扶養親族の要件】

- 配偶者（内縁関係にある者を含む。）
- 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- 60歳以上の父母及び祖父母
- 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 重度心身障害者

ただし、下記の者は扶養親族から除かれます。

- 1 民間その他からの扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者
- 2 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

なお、認定又は取消の申請をしようとする者の所得が所得限度額以内か否かを判断する場合は、下記【所得関係Q&A】を参考にしてください。

- 3 重度心身障害者の場合は、上記1及び2による者以外の者で、終身労務に服することができない程度でない者

【注意】

扶養親族とは、血族又は法定血族を指し、姻族を扶養親族とするには養子縁組されている必要があります。（ただし、重度心身障害者の場合必ずしも親族に限らず、主として職員の扶養を受けている場合には扶養親族として認定することができます。）

【所得関係Q&A】

Q1 「年額130万円」とは？

A1 事実発生日から今後1年間において見込まれる総収入額（社会保険料、雇用保険料及び所得税法の法定控除前（以下「法定控除前」という。）の支給総額ですので注意）をいいます。

なお、扶養親族としての所得限度額は、年額では130万円未満となっています。（これを月額、又は日額に換算すると、月額では108,333円以内、日額では3,611円以内となります。これらには、いずれも各種手当や賞与等を含みます。）

Q 2 父母に収入がある場合、その収入額の認定基準は？

A 2 夫婦は互いに協力し扶助しなければならないものであり、父母の収入で生活できるものであれば扶養親族とはなりません。

よって、父母に収入がある場合は、父母の収入を合算して260万円（130万円×2）以上となる場合は、父母ともに認定することはできません。合算した収入が260万円未満の場合は、収入額が130万円未満の者については、職員が主たる扶養者である場合に限り認定することができます。

※すでに年金を受給している場合であっても、年齢に伴って年金額が増額となり、遡及して多額の返納となるケースがありますので定期的に確認してください！

Q 3 別居している父母等（配偶者及び子以外の者）を扶養親族として認定する場合の認定基準は？

A 3 別居している父母等を送金等により扶養している場合、職員の送金等の負担額が当該父母等の所得以下であっても、当該父母等の全収入（父母等の所得及び職員その他の者からの送金等による収入の合計）の3分の1以上の額であるときには、当該父母等を「職員の扶養を受けているもの」として取り扱います。（下記具体例①参照。）

ただし、職員が兄弟姉妹等と共同して父母等を扶養している場合には、職員の送金等の負担額が兄弟姉妹等の送金額のいずれをも上回っているときに限り、「主として職員の扶養を受けているもの」として取り扱います。（下記具体例②参照。）

【具体例】

① 職員が単独で父を扶養している場合

父の所得（収入）額	職員の送金額	父の全収入額
900,000 円	500,000 円	1,400,000 円

※職員の送金額は父の所得額を上回っていないが、父の全収入額の1/3以上により、「職員の扶養を受けているもの」として取り扱うことができます。

② 職員と職員の弟が共同で父を扶養している場合

父の所得（収入）額	職員の送金額	弟の送金額	父の全収入額
600,000 円	500,000 円	300,000 円	1,400,000 円

※職員の送金額は父の所得額を上回っていないが、父の全収入額の1/3以上で、かつ弟の送金額を上回っているため、「主として職員の扶養を受けているもの」として取り扱うことができます。

注) 上記いずれの場合においても、送金していることについて客観的に判断するために、そのことが分かる書類（銀行からの払込書の写し、通帳の写し、受領書（原本）など）を提出していただく必要があります。

Q 4 事業所得等がある場合の、年間の所得額算出における必要経費の取扱いは？

A 4

1 基本的な考え方

事業所得、不動産所得等の場合、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められている経費（税金を除く。）に限り、事業所得の総収入金額からその実額を控除した額を所得額としています。

具体的には、仕入れ品の代価や使用人に支払われる賃金などのように事業を行うに当たって必要不可欠な直接的経費であるもの、修繕費や光熱・水道費のように事業に必要な家屋、備品等を維持・管理するための必要不可欠な経費であるものを基本として、しかもその実額をもって必要経費とすることとしており、所得税法上の必要経費とは異なる取扱いとなっています。

2 必要経費の判断

扶養親族の認定では、所得税法上の経費のうち、内容により扶養手当の認定のための所得額算定に必要な経費として認められる可能性があるものは、収入を得るために必要不可欠なものとして取扱うこととしています。（下表を参照）

	経 費	内 容
A 必 要 経 費	売上原価	商品などの仕入金額
	給料賃金	給料・賃金・退職金・食費や被服などの現物給付
	外注工事	修理加工などで外部に注文して支払った加工賃
	地家賃	店舗・工場等を借りている場合の家賃等
	水道光熱費	水道料・電気料・ガス代・灯油などの購入費
	修繕費	店舗・自動車・機械等の修理費
B 内 容 に よ り、 必 要 経 費 と し て 認 め ら れ る 経 費	旅行交通費	電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
	消耗品費	帳簿・文房具・用紙・ガソリン購入費
	荷造運賃	販売商品の包装材料費、運賃等
	通信費	電話料、切手代、電報料
	福利厚生費	従業員の慰安・医療・衛生・健康保険・厚生年金・雇用保険等の保険料や掛金
	雑費	他の経費に当てはまらない経費
C 必 要 経 費 と し て 認 め ら れ な い 経 費	その他（Cの経費以外）	研修・会議・生徒維持費（公文等への負担金、学研本部への納入金）
	減価償却費	建物・機械・船舶・車両・器具備品・農機具・搾乳牛などの償却費
	貸倒金	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
	利子割引料	事業用資金の借入金の利子、受取手形の割引料
	租税公課	消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税（土地、建物、償却資産）、自動車税（取得税、重量税を含む。）、不動産取得税などの税金、水利費、農業協同組合費などの公租公課
	広告宣伝費	新聞・テレビ・チラシ等の費用、ショーウィンドーの陳列装飾のための費用
	接待交際費	取引先等を接待する茶菓子・飲食代、取引先等を旅行等に招待する費用、取引先等に対する中元・歳暮費等
	損害保険料	火災保険、自動車の損害保険料
農業共済掛金	水稻・果樹・家畜などに係る共済掛金	
	その他、上記に類する経費	

※ 手当認定の際には、表中の雑費、その他等の経費について、内容の詳細がわかる資料を提出していただく場合があります。

Q 5 夫婦ともに収入があり、子を扶養親族として認定申請する場合の「主たる扶養者」の判断基準は？

A 5 職員が、その配偶者等他の者と共同して同一人を扶養している場合は、職員が主としてその者を扶養している場合に限り扶養親族として認定できるものです。

職員が、主たる扶養者であるか否かについては、家計の実態及び社会通念によって判断されることになります。

具体的には、夫婦ともに収入がある場合、年間収入の多寡で判断することになります。ただし、配偶者より収入が少ない職員であっても、その差額が1割以内で、配偶者が子に係る扶養手当に相当する手当を受給されていないことが確認できる場合は、同程度の収入と判断して、申請があった者を「主たる扶養者」とします。収入の差額が1割を超える場合は、家計の実態など職員が子を扶養していることが確認できる書類等を提出していただき判断することになります。

認定後、年間収入が逆転し収入差額が1割を超える状態が3か年継続している場合は、家計の実態など職員が子を扶養していることを確認した上で、認定継続について見直しが必要となります。ただし、生計の実態が大きく異なる事由が生じた場合は、3年を待たず、その事由が生じた日を事実発生日として認定替え等を行います。

2 どんな時に届出するの？

項目1「扶養親族の要件とは？」に掲げる者で、次のいずれかに該当することとなった場合は、扶養親族届により届出をします。

【届出が必要な時とは】

- (1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合【新規】
- (2) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合【追加：増額】

- 例) ① 子が誕生した。
② 無職無収入の配偶者を有する事となった。
③ 配偶者が雇用保険（基本手当【日額3, 611円超】）受給終了となった。
④ 扶養していた父が（年収130万円未満）が60歳となった。
⑤ 満60歳を超える母の年金額が年額130万円未満に減額改定になった。

【注意】

子が特定扶養親族（加算対象）となった場合の処理は、教育事務所において行いますので、職員による届出は不要です。

- (3) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合【取消：減額】

- 例) ① 母の年金が、125万円から130万円に改定された。
② 子のアルバイト収入が、月収10万円から月収11万円に契約変更となった。
③ 父が確定申告したところ、事業所得が150万円となっていた。
④ 父母の収入を合算して260万円（130万円×2）以上となった。

【注意】

22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことにより扶養親族でなくなった場合の扶養親族減の処理は、教育事務所において行いますので、職員による届出は不要です。

必要書類を添付し、事実発生日から15日以内に届出することになっていますが、15日経過後に届出すると場合によっては、該当月の翌月からの支給であったり、遡っての返納となるので注意しなければなりません。

3 事実発生日はいつ？

“事実発生日”は、下記により判断してください。

○ 始期、増額改定の場合

- ① 新採用者に扶養親族がある場合は、当該採用の日
- ② 婚姻については、戸籍上における婚姻の日
- ③ 出生については、当該出生の日
- ④ 養子縁組については、当該戸籍上における養子縁組の日
- ⑤ 父母等の60歳については、その誕生日
- ⑥ 扶養親族の給与所得、事業所得、不動産所得等については、それぞれ退職した日の翌日（退職した日が給料の支給がされない日であるときは、退職の日）、事業を廃止した日及び基準額未満となった日
- ⑦ 16歳となる年度当初（教育事務所で処理するため届出は不要です。）

○ 終期、減額改定の場合

- ① 職員が退職又は死亡したときは、当該退職又は死亡の日
- ② 離婚又は離縁については、戸籍上における当該離婚又は離縁の日。
ただし、戸籍上の手続き以前に扶養の事実が消滅し、又は事実上婚姻関係が消滅しているときは、当該事実の生じた日
- ③ 扶養親族の死亡については、当該死亡の日
- ④ 「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」等でなくなった場合については、当該3月31日の翌日の4月1日（教育事務所で処理するため届出は不要です。）
- ⑤ 給与所得、事業所得、不動産所得等が基準額以上である場合については、当該所得が基準額以上であると推定されるに至った日。
なお、年金、恩給等の所得については、職員又は当該受給者がその事実を了知し得ることとなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）

4 支給の始期、終期及び支給額の改定期は？

届出の事由別に、支給の始期、終期及び支給額の改定期は下記のとおりとなります。

なお、新規又は増額改定をする場合で、「事実の生じた日」から15日を経過した後に添付書類を提出した場合は、添付書類を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日の場合は、その日の属する月）から支給開始又は増額されることとなりますので添付書類は事実の生じた日から15日以内に提出してください。

【注意】減額及び支給を終了する場合は、届出の如何にかかわらず、事実の生じた日の属する月（又は翌月）から減額されます。また、添付書類を送付により提出する場合は、送付した日（封筒の消印の日）をもって提出した日とみなします。

「事実が生じた日」から15日以内に申請した場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は月額改定を行う。

○始期

新たに手当の支給に係る要件を具備するに至った場合

<具体例>

- ① 子が生まれた場合
- ② 結婚により配偶者を扶養した場合
- ③ 扶養している父母が60歳に達した場合
- ④ その他、初めて扶養手当を受給する事由が生じた場合

○増額改定

月額を増額すべき事実が発生した場合

<具体例>

- ① 既に扶養手当を受給している者に、子が生まれた場合
- ② 配偶者の離職や所得減により扶養した場合
- ③ その他、扶養している父母が60歳に達した等、増額すべき事由が生じた場合

○減額改定

月額を減額すべき事実が発生した場合

<具体例>

既に扶養手当を受給している者の、配偶者や子が就職や所得増、父母の死亡等により、減額すべき事由が生じた場合

全ての扶養親族が、その支給要件を欠くに至った場合その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。

○終期

（職員が退職した場合や職員が死亡した場合は含みます。）

扶養手当を受給している職員の皆さまへ

扶養手当を受給している方は、扶養親族が手当要件に該当しているか日頃から確認する必要があります！！

実際にあったケース

ケース 1

扶養親族である子が高額時給アルバイトを始めたが、職員に伝えていなかったために所得を把握できずにいた。



ケース 2

扶養親族である配偶者が勤務先から賞与をもらっていることを把握していなかった。



ケース 3

扶養親族である配偶者が、年金の受給を開始したことを把握していなかった。



左記の3つのケースは誤りに直結しやすく、返納のパターンとして多く見受けられます。扶養親族の常況（給与収入、年金受給開始時期、就職等）を現況確認の時期だけではなく、日頃から確認してください。

特に、月々の収入が不安定な扶養親族については、毎月の給与明細の内容を確認し、3か月の平均で限度額を超過していないか判断する必要があります。

手続きが遅れ、返納することとなると、一括で全額返納処理となりますので職員本人（受給者）の大きな負担となります。

要チェックポイント！

- ☑ 扶養親族の収入を毎月の給与明細書等で確認していますか？
- ☑ 扶養親族のパートやアルバイトの時間が増えて、収入が増加していませんか？
(限度額:月額 108,333 円以内)
- ☑ 扶養親族が年金証書や年金改定通知書を受領していませんか？
- ☑ 扶養親族が失業等給付を受給していませんか？ (限度額:日額 3,611 円以内)

不安に感じたことは事務職員へすぐに相談するようにしてください。

中南教育事務所総務課



住居手当

1 住居届の提出が必要な場合は？

(1) 新たに住居手当を受給することとなる場合

- 例) ① 新たに採用され、借家を借り受け入居した。
② 親と同居していたが、婚姻により一戸建住宅を借り受け入居した。
③ 教職員住宅（公舎）に入居していたが、借家を借り受け入居した。
④ 借家に配偶者と同居していた職員が、人事異動に伴い別居し単身赴任手当を受給することとなった。（配偶者の居住する借家は職員が借り受け、家賃を支払っている。）
⑤ 臨時職員で任用期間が中断され、再度採用された場合

(2) 住居手当の支給要件が消滅した場合

- 例) ① 借家を借り受けていたが、親の所有する住宅に同居した。
② 借家を借り受けていたが、教職員住宅に入居した。
③ 借家を借り受けていたが、自宅を新築し入居した。

(3) 住居手当を受給している者が転居した場合

- 例) ① 借家を借り受けていたが、別の借家に転居した。
② まかない付下宿していたが、借家を借り受け入居した。
③ 単身赴任手当を受給している職員の配偶者が借家に住んでいたが、別な借家に転居した。（転居の前後とも借家は職員が借り受け、家賃を支払っている。）

(4) 契約内容が変更になった場合

- 例) ① 貸主が変更となった。
② 家賃の額が改定となった。（増額もしくは減額）
③ 賃貸借契約書の契約期間のみの変更の場合（※契約書の写しのみ提出。）

2 事実発生日はいつ？

届出する場合の事実発生日は下表により判断します。

住宅区分	事実の生じた日
職員が居住する 「借家（借間）」の場合	以下の要件を全て満たした日 A 職員が居住していること。（入居月日） B 職員が住宅（貸間を含む）を借り受けていること。 C 職員が月額 12,000 円を超える家賃を支払っていること。（契約開始月日）
配偶者等が居住する 「借家（借間）」の場合	以下の要件を全て満たした日 D 単身赴任手当を受給する職員であること。 E 配偶者が居住するための住宅を借り受け居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っていること。又は配偶者がいない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が居住するための住宅を借り受け居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っていること。
新採用者、人事異動者 臨時職員	F 採用又は異動の発令日

3 届出はいつまでにしなければならないのか？

必要書類を添付し、事実発生日から 15 日以内に届出することになっていますが、15 日経過後に届出ると場合によっては、該当月の翌月からの支給であったり、遡って返納となるので注意しなければなりません。

4 事後確認

(1) 認定内容の確認

住居手当の支給を受けている職員が、引き続き支給要件を具備しているかどうか、また、手当の額が適正であるかどうかを随時確認します。年度初めや教育事務所が実施する扶養手当等の現況確認の時期に確認すると効率的です。

13 ページのチェックシートを参考にしてください。

確認の結果、職員が要件を欠くに至ったこと等が判明した場合には、直ちに職員から支給要件の喪失等に係る届を提出させ、認定簿の作成から書類の保管までの手続きを行うこととなります。

確認事項	確認内容
借 受	認定時と契約内容（家賃額、契約期間等）が変更となっていないか確認します。
支 払	
居 住	・現住所と届出の住所が同じか確認します。 ・通勤届との整合性で居住しているか確認します。

【父母又は配偶者の父母が所有する住宅を借受けている場合の事後確認】

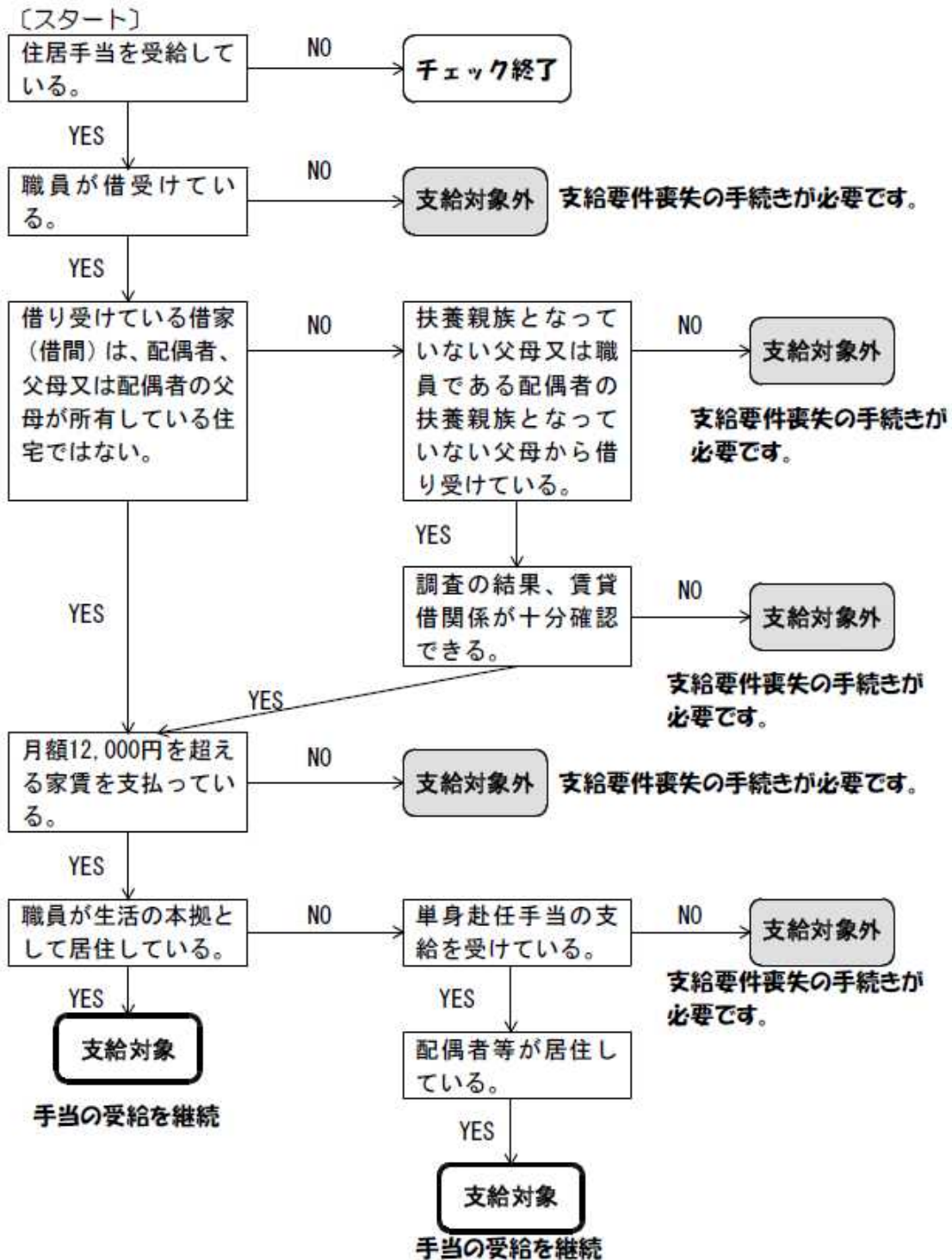
確認書類として、当該年度の3月末までに貸主たる父母等が申告した「確定申告書の写し」を毎年提出させ、不動産所得の有無等を確認します。

※ 確定申告の義務について

各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、税額を計算した結果、徴収税額が0円であれば確定申告不要であるため、確定申告書の提出を求められないこともあります。この場合は任意の様式により事情を確認してください。

(2) 事後確認チェックシート

住居手当事後確認チェックシート



通勤手当

1 通勤届の提出が必要な場合は？

(1) 新たに通勤手当を受給することとなる場合

- 例) ① 新たに採用された又は異動した者で、自宅から勤務公署まで徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道 2 km 以上あり、かつ自動車等を使用もしくは交通機関等を利用して通勤している。
- ② 通勤手当を受給していなかったが、転居により通勤の最短距離が 2 km 以上となった。

(2) 通勤手当を受給している者に住居の変更・通勤経路又は方法の変更・運賃等の負担額の変更があった場合

- 例) ① 住居を移転したため、通勤経路が変更となった。
- ② 勤務校が移転したため、通勤経路が変更となった。
- ③ 道路の開通等のため、通勤経路を変更した。
- ④ 自動車一般道で通勤していたが、高速道路を利用して通勤することになった。
- ⑤ 積雪のため、通勤方法を自転車からバスに変更した。
- ⑥ 普通列車で通勤していたが、新幹線を利用することとした。
- ⑦ 交通機関の運賃改定及び高速道路の料金改定等により、通勤のため負担する運賃等の額に変更があった。

(3) 支給要件が消滅した場合

- 例) ① 住居の変更、道路の開通等により最短経路が 2 km 未満となった。
- ② 勤務校が移転し、通勤の最短経路が 2 km 未満となった。
- ③ バスで通勤していたが、他人の自家用自動車に便乗することとなった。
- ④ 自動車通勤していたが、徒歩に通勤方法を変更した。

2 事実発生日はいつ？

届出する場合の事実発生日は下表により判断します。

通勤方法	事実の生じた日
共通	職員が通勤しうる状態に至った日 例 1 : 住居の移転の場合 → 住居の移転を完了した翌日 例 2 : 通勤方法の変更の場合 → 通勤方法を変更して通勤した初日

3 届出はいつまでにしなければならないのか？

事実発生日から 15 日以内に届出することになっていますが、15 日経過後に届出すると場合によっては、該当月の翌月からの支給であったり、遡っての返納となるので注意しなければなりません。なお、交通機関等を利用している場合は、定期券や回数券等の提示し、実際に交通機関等を利用していることの確認を受けてください。

4 事後確認

(1) 認定内容の確認

通勤手当の支給を受けている職員が、引き続き支給要件を具備しているかどうか、また、手当の額が適正であるかどうか、事務担当職員が随時確認します。交通機関等を利用して通勤手当の支給を受けている職員については、定期券や回数券等の提示を求め、引き続き交通機関等を利用していることを確認してください。

ページの「通勤手当事後確認チェックシート」を参考にしてください。

確認の結果、職員が要件を欠くに至ったこと等が判明した場合には、直ちに職員から支給要件の喪失等に係る届を提出させ、認定簿の作成から書類の保管までの手続きを行うこととなります。

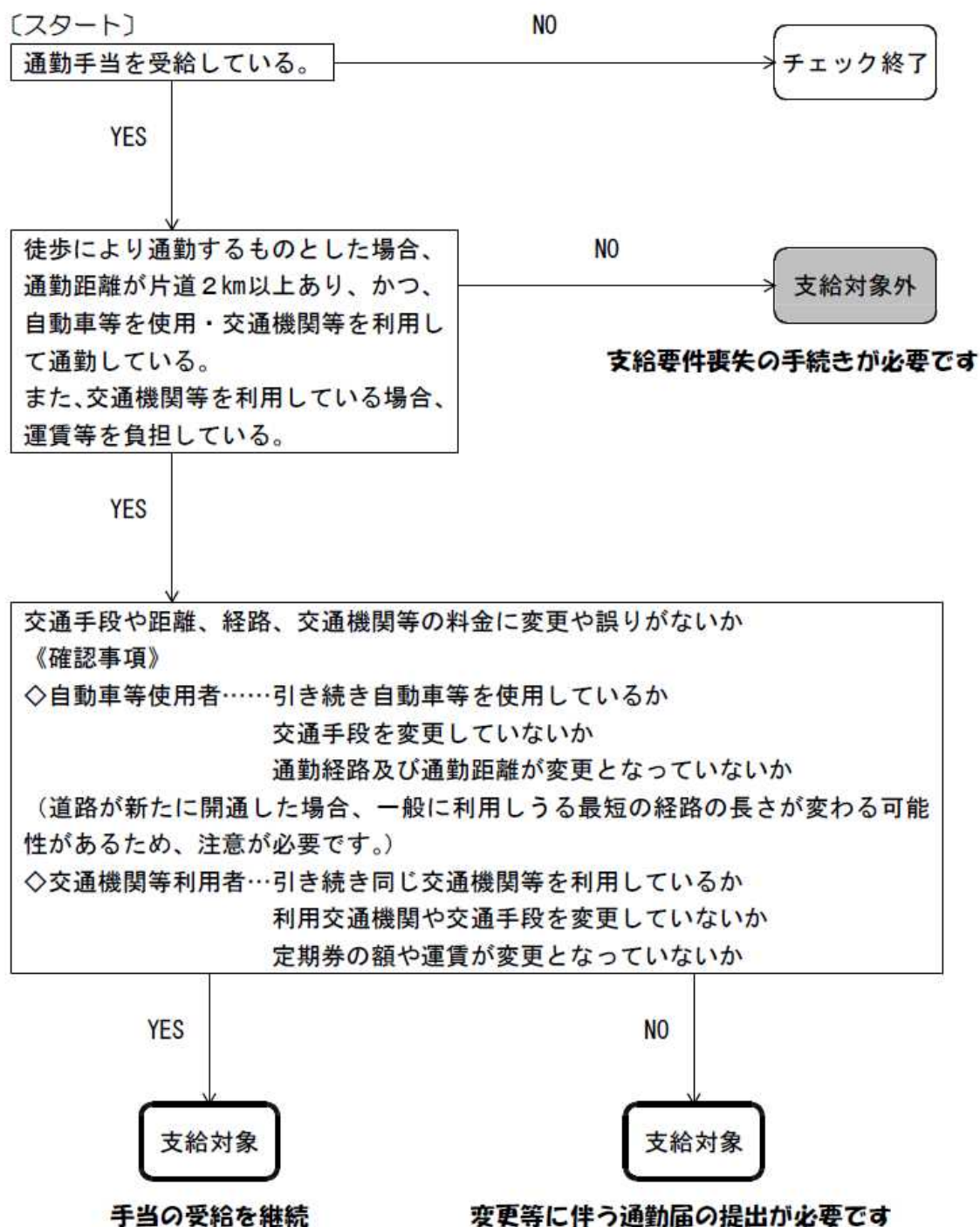
確認事項	確認内容	提示を求める書類
支給要件	引き続き支給要件を具備しているか確認します。	定期券・回数券等 (交通機関等利用者のみ)
通勤方法 通勤経路	交通手段や距離、経路、交通機関等の料金に変更がないか確認します。	

【注意】

冬季のみ交通機関等を利用している職員がいる場合等は、職員の通勤方法の変更に注意する必要があります。

(2) 事後確認チェックシート

通勤手当 事後確認チェックシート



職員の皆様へお知らせ（扶養手当、住居手当、通勤手当） ～届出を忘れないでください。～

扶養手当、住居手当、通勤手当は職員からの届出により支給されます。届出を忘れてしまうと、何ヶ月分もの手当を一括で返納することになったり、また、支給されるべき手当が支給されないこととなります。

自分自身に支給されている手当について、まずは支給明細書で確認してください。御不明な点は、各校の事務担当者に確認してください。

1 扶養手当【届出が必要な時とは】

(1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合【新規】

(2) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合【追加：増額】

例) ① 子が誕生した。

② 無職無収入の配偶者を有する事となった。

③ 配偶者が雇用保険（基本手当【日額 3,611 円超】）受給終了となった。

④ 扶養していた父が（年収 1 3 0 万円未満）満 6 0 歳となった。

⑤ 満 6 0 歳を超える母の年金額が、年額 1 3 0 万円未満に減額改定になった。

(3) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合【取消：減額】

例) ① 母の年金が、1 2 5 万円から 1 3 0 万円に改定された。

② 子のアルバイト収入が、月収 1 0 万円から月収 1 1 万円に契約変更となった。

③ 父が確定申告したところ、事業所得が 1 5 0 万円となっていた。

④ 父母の収入を合算して 2 6 0 万円（1 3 0 万円×2）以上となった。

必要書類を添付し、事実発生日から 1 5 日以内に届出することになっていますが、1 5 日経過後に届出すると場合によっては、該当月の翌月からの支給であったり、遡っての返納となるので注意しなければなりません。（住居手当、通勤手当も同様です。）

2 住居手当【届出が必要な時とは】

(1) 新たに住居手当を受給することとなる場合

例) ① 新たに採用され、借家を借り受け入居した。

② 親と同居していたが、婚姻により一戸建住宅を借り受け入居した。

③ 教職員住宅（公舎）に入居していたが、借家を借り受け入居した。

④ 借家に配偶者と同居していた職員が、人事異動に伴い別居し単身赴任手当を受給することとなった。（配偶者の居住する借家は職員が借り受け、家賃を支払っている。）

⑤ 臨時職員で任用期間が中断され、再度採用された場合

(2) 住居手当の支給要件が消滅した場合

例) ① 借家を借り受けていたが、親の所有する住宅に同居した。

② 借家を借り受けていたが、教職員住宅に入居した。

③ 借家を借り受けていたが、自宅を新築し入居した。

(3) 住居手当を受給している者が転居した場合

- 例) ① 借家を借り受けていたが、別の借家に転居した。
② まかない付き下宿に住んでいたが、借家を借り受け入居した。
③ 単身赴任手当を受給している職員の配偶者が借家に住んでいたが、別な借家に転居した。(転居の前後とも借家は職員が借り受け、家賃を支払っている。)

(4) 契約内容が変更になった場合

- 例) ① 貸主が変更となった。
② 家賃の額が改定となった。(増額もしくは減額)
③ 賃貸借契約書の契約期間のみの変更の場合(※契約書の写しのみ提出。)

3 通勤手当【届出が必要な時とは】

(1) 新たに通勤手当を受給することとなる場合

- 例) ① 新たに採用された又は異動した者で、自宅から勤務公署まで徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道2km以上あり、かつ自動車等を使用もしくは交通機関等を利用して通勤している。
② 通勤手当を受給していなかったが、転居により通勤の最短距離が2km以上となった。

(2) 通勤手当を受給している者に住居の変更・通勤経路又は方法の変更・運賃等の負担額の変更があった場合

- 例) ① 住居を移転したため、通勤経路が変更となった。
② 勤務校が移転したため、通勤経路が変更となった。
③ 道路の開通等のため、通勤経路を変更した。
④ 自動車一般道で通勤していたが、高速道路を利用して通勤することになった。
⑤ 積雪のため、通勤方法を自転車からバスに変更した。
⑥ 普通列車で通勤していたが、新幹線を利用することとした。
⑦ 交通機関の運賃改定及び高速道路の料金改定等により、通勤のため負担する運賃等の額に変更があった。

(3) 支給要件が消滅した場合

- 例) ① 住居の変更、道路の開通等により最短経路が2km未満となった。
② 勤務校が移転し、通勤の最短経路が2km未満となった。
③ バスで通勤していたが、他人の自家用自動車に便乗することとなった。
④ 自動車通勤していたが、徒歩に通勤方法を変更した。